

昭和39年3月13日、第七期国語審議会に対し、吉田富三委員が「国語審議会が審議する『国語』を規定し、これを公表すること」「国語に於ける伝統の尊重」「小学校の漢字教育」「現代かなづかい制定の基本方針」の四項について提案したもの。当時吉田氏は東京大学教授、癌研究所所長。

国語審議会が審議する「国語」を規定し、これを公表することに就て

議案

国語審議会が「国語」に関して審議する立場を、次の如く規定して、これを公表する。

「国語は、漢字仮名交りを以て、その表記の正則とする。国語審議会は、この前提の下に、国語の改善を審議するものである。」

提案理由

提案の問題の主体は、話し言葉にではなく、同語の表記にあります。換言すれば、如何なる文字を以てするのを国語表記の正則とするか、その点を明示する事であります。

いかにも自明の事を、ことさらに問題とする様に見えるから知れませんが、明治以来今日に続く国語問題の紛糾は、その根元に於て、右の一点をあいまいにしたまゝ、ときには意識的に不問に附したまゝ、論議を重ねて来たところに、その原因を有すると考へられます。

国語問題と国語国字問題とが、しばしば同義であるのは、国語問

題の本質をなすものは、文字その者である事を物語ります。その文字のうちでも、漢字が特に問題である事は、既に明白であります。

明治の初頭に於て、始めて西洋文明に接して起った国語問題は、先づ漢字全廃論を以て始まりました。国語の表記を仮名文字・ローマ字等の表音文字表記に変へようとする論或は運動は、必然的にこれに伴ひました。この「漢字全廃」を究極の目標に置いて、その中間手段として、漢字の制限、仮名づかひの表音化等の運動が起りました。

政府の国語政策は、時勢、国運、思想の動向等によって、変動、浮沈があり、国語問題の審議にも紆余曲折がありました。要するに、国語問題、国語政策を引き廻し、その紛糾の原因をなしたものは、表面に出ると出ないに拘らず、明確に意識されるとされないに拘らず、漢字全廃論に根ざした国語改革思想でありました。この事は、国語問題の歴史からみて否定し得ないところで、今日に至るまで同じ線で続いてゐます。

併し、提案者個人にとっては、漢字仮名交り文を以て表記する言葉以外のものを、「日本語」として念頭に描くことはできないのであります。日本語から漢字と仮名とを取り去り、「音」だけを残し、これを如何なる表音文字、または記号を以て表記してみても、それを「国語」と考へることはできません。

勿論、これは飽くまで私見であります。国語学或は言語学を専門としない一人の日本人の感覚に過ぎませんから、議論はあると思ひま

す。そこで提案者の願ふのは、果して議案に述べた様に、「国語」或は「国語問題」を規定して、これを国語審議会の名に於て広く公表することができるものかどうか、その審議であります。

審議の結果、この大前提が明示されることになるならば、それは、漢字と仮名とは国語表記の要素、既ち「国字」である事が確認された事を意味しますから、漢字の使用に対して、或る範囲の制限をつける施策にしても、その限界は、自ら余裕のあるものとならざるを得ないでせう。仮名づかひの問題にしても、単に発言通りに近づけるだけの目的のために、無理を敢てしないでもすむ様になりませう。漢字と仮名とを、日本語の文字、即ち国字として、最大に尊重しながら、その上で、国語の表記を、正確に平明に、美しくするための審議は、広く日本人の良識に訴へて、楽しく、漸進的方法を以て進められる様になるでありませう。国語教育に於ても、先づ子供たちに何を教へるべきか、何に拠らしむべきか、教育の基本が確立され得るでありませう。

世には、国語を愛し、従って国語政策に対しては、多大の関心を以てこれを見張ってゐる人々が、決して少くはありません。またこれらの人々のうちには、国語問題のこれまでの経過に鑑み、政府の基本的態度に不審の念を抱いてゐる者も少くありません。

いま国語問題は、如何なる根本理念により、何を目標として、審議されてゐるのであるか。平たく言へば、改訂は我々の国語を何処へ持って行かうとしてゐるのであるか。そこに疑惑の念を抱いてゐる人は決して少くありません。今もし、国語の表記と国字に関する基本的

立場が、上述の如くに明示されるならば、これらの年来の疑惑は一掃され、国語は全国民と共にその本来の明るい大道を歩み、全国民の手によって、正しく、美しいものに育てられて行く様になるだらうと思ひます。

但し、この提案は、国語を、場合によって、ローマ字、カナモジ等を以て表記し、伝達・通信の利便と能率の向上とに資する方法の活用と研究とを排するが如き意図は、毛頭これを有するものではありません。むしろ、これらの副次的国語表記の研究と、より有効な方法の開発とは、益々助成、奨励さるべきものであると考へてゐます。併し、飽くまで留意すべきは、これらはどこまでも副次的、便宜的表記法であつて、国語の正則の表記の問題とは別個である点だと思ひます。

国語は、国の文化の根元であり、一人々々の国民の思想その者であります。「国語」によって創造され、「国字」を以て表記された思想を、単に伝達、通信するための便宜上、何らかの表音記号に仮託する機械的手続の問題と、思想が拠って以て立つところの国語の問題とは、別個であります。両者は峻別すべきで、混同されてはならないと考へます。況んや、後者の立場だけから前者を論ずるが如きは、厳に戒むべきでありませう。

終りに一言附言致します。

提案者は、自分が今「国語」として自覚し得る様な国語を問題としてゐるのであつて、極めて遠い将来に、日本人の言葉が如何なる変化を示すものであるか、それが「如何なるものであるべきか」等を問題と

してゐるのではありません。これは極めて大きな民族文化史の問題であります。専門的学問の研究課題としても、広大な規模と年数とを要する大問題だと想像します。或は、この種の問題は、想像を絶するものといふべきであります。

それは、例へば、遠い将来に、日本民族はこの四つの島から散らばって、地球上の何処にどう拡散するのであろうか、その時の日本人は「如何にあったらよいのか」さういった問題と同じであります。従って、いまの国語審議会が、この種の遠い未来を念頭において審議を進めるのであれば、我々の如きが意見をさしはさむ余地は全くない事を、提案者は自覚してゐます。

提案者は今この提案理由を考へ、書きながら、漢字と仮名とで物を考へてゐます。それ以外の事はできないのです。これは厳しい事実であります。いま小学校に通つてゐる無数の日本人の子供たちにも、この私のものと同じ道以外のものはないであります。即ち現実に考へ得る限り、国語は日本人の思想その者であり、現実に日本人が所有する文化の根元だと信ずるのであります。

国が国語を如何なるものと考へ、それを如何に尊重し、如何に愛するか。それを明示し、子供たちに国語学習の拠り所を与へ、学習の重要性を知らしめることは、国民の思想の形成に、或は日本人の人間形成に、何者にも優先する重大要件であると信ずるのであります。不敏を願みず、敢てこの提案を試みるのは、このためであります。

国語に於ける伝統の尊重について

議案

「国語に於ける伝統尊言の具体的方策を審議すること」

提案理由

従来、国語審議会は、「ことばは、思想、感情を表現し、これを他人に伝達媒介する手段である」との認識にのみ立脚し、この立場から、国語の平明簡素と能率とを一方向的に追求し、漢字の制限、現代かなづかひ、音訓表の判定等を実現して来た。

然るに、第六期審議会の報告書「国語の改善について」に於ては、「ことばは社会的伝統的歴史的なものである。人々は感情、思想をそのことばによって養い、文化の伝承と創造の基礎も、ことばによってつちかわれる。したがって、ことばは単なる手段以上のものであるといわなければならない」と述べてゐる。これは国語審議会の言語認識の一大進歩といはなければならない。

第七期の審議会に於ては、この新しい認識に基き国語の伝統の尊重を具体的政策として打ち出す為の審議を慎重になすべきであると考へる。

敢へてこの提案をなす理由は、右報告書には、右の如き認識は記されてはゐるが、それに基く新しい態度、熱意は、全文を通じて現はされてゐないからである。従来実施した施策の難点の改善にのみ急であつて、基本的問題に対して、具体的に触れる所が少い。国語の

伝統の尊重は、たんに言葉で述べておけば済む様な問題ではないと考へる。国語の伝総尊重のための具体的施策として審議すべき問題は多数あるので、これを審議することを提案する。

小学校の漢字教育について

議案

「小学校の漢字教育について、石井勲氏の主張と実績とを専門的に調査研究し、漢字教育の方式として採用に価するものとの結論を得れば、国として採用の策を講ずること」

提案理由

石井勲氏は、小学校に於ける漢字教育に一つの方式を創案し、既に12年にわたって自らこれを実施し、極めて顕著な成績をあげた事を主張してゐる。また石井方式の同調者も多く、同様な実績のあげられた事も伝えられてゐる。

国語問題に於ては、複雑な漢字の習得が、小学校児童にとって、極めて大きな負担である事が常に指摘され、これが年来、漢字制限等の大きな根拠となって来た事は、周知の通りである。

いま、石井氏及びその同調者らが、適切な方式に従へば、児童に漢字を習得せしめる事が決して難事でもなく、また児童にとって過大の負担でもない事を、その理論と実際経験による実績によって主張してゐる事は、国語審議会として看過すべからざることであると考へる。

よって議案の如く提案する。

「現代かなづかい」制定の基本方針について

議案

「現代かなづかい」は、日本語の新しい仮名遣ひを創造することを企図したものが、歴史的仮名遣ひを基準として、その不合理、不備の点等を正すことを方針とするものか、何れであるかを明かにすること。

提案理由

第六期審議会の報告書「国語の改善について」に於ては、一方に於て「現代かなづかひは、現代語音を仮名で表記する場合の準則を定めるものである」と記され、他方に於て、「現代かなづかひが歴史的仮名遣ひとの関連において説明されている部分があるが、この点にも検討すべき問題がある」と記されてゐる。これを以てみると、現代かなづかひは、歴史的かなづかひとの関連なしに創作されたものであると受け取るのが正しいやうに思はれる。

然りとすれば、「現代語音」及び「現代語」とは何を準則としたものかを先づ定めなければならない。先づこれを定めなければ、現代かなづかひ制定の基礎が失はれる。

現代かなづかひに就ては、制定の基本方針を正すことが、先づ第一の段階でなければならない。